

第6編 大規模な事故災害等応急 対策・復旧対策

第1章 応急活動組織.....	- 331 -
第2章 個別災害.....	- 332 -
第1節 大規模な火災・爆発等.....	- 332 -
1 大規模な火災.....	- 332 -
2 ガス漏えい事故.....	- 337 -
第2節 危険物の爆発等による災害.....	- 339 -
1 高圧ガス災害応急対策.....	- 341 -
2 火薬類災害応急対策.....	- 342 -
3 毒劇物災害応急対策.....	- 343 -
4 放射線災害応急対策.....	- 343 -
第3節 航空災害・鉄道災害・道路災害.....	- 345 -
1 連絡体制.....	- 345 -
2 応急対策の実施.....	- 345 -
3 事故処理.....	- 346 -
4 情報収集伝達体制.....	- 347 -

第1章 応急活動組織

本計画の「地震災害応急対策」に準じることとする。

第2章 個別災害

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

第1節 大規模な火災・爆発等

1 大規模な火災

《実施担当》

大東四條畷消防組合、四條畷市消防団

(1) 消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

①災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

②火災防ぎょ活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 中・高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

③火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。
イ 重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防ぎょ活動	広域避難地の安全確保のみを目的とする。

④同時多発火災の防ぎょ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防ぎょ地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- ・ 出動部隊数の調整
- ・ 活動部隊数の合理化と無線統制

イ 部隊の確保

- ・ 非常招集による緊急増強隊の編成
- ・ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ・ その他

ウ 出動体制の迅速化

- ・ ホースの確保
- ・ 防火水槽、自然水利等の活用
- ・ 広 報

⑤広域断水時火災の防ぎょ対策

- ・ 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- ・ タンク車の優先出動と活動
- ・ 有効かつ的確な水利統制
- ・ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- ・ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- ・ 火気使用者に対する啓発
- ・ 危険区域の重点立入検査

⑥大規模市街地火災の防ぎょ対策

- ・ 初動体制の確立
- ・ 火災態様に応じた部隊配備
- ・ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- ・ 延焼阻止線の設定
- ・ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

⑦中・高層建築物等火災の防ぎょ対策

- ・ 活動期における出動小隊の任務分担
- ・ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ・ 中・高層建築物等の消防用設備の活用
- ・ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- ・ 水損防止

⑧林野火災の防ぎょ対策

- ・ 出動小隊の任務分担
- ・ 火災態様に応じた部隊配置
- ・ 自然水利の把握と活用
- ・ 住家等への延焼阻止
- ・ 非常招集による消防力の増強
- ・ 市町村消防応援隊の要請及び活用

(2) 人命救助活動

府警察等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施するとともに医療機関と連携した救急活動を実施する。

①活動の方針

大東四條畷消防組合は四條畷警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるとともに、必要に応じ消防相互応援協定締結の市町村、自衛隊等に本部事務局班を通じて協力を要請する。

特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

四條畷警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

②活動の要領

- ・ 重傷・重体者の救出を優先する。
- ・ 被害拡大の防止を実施する。
- ・ 傷病者の救出を実施する。
- ・ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ・ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(3) 応援の要請

①消防相互応援協定に基づく応援要請

大東四條畷消防組合は、火災の拡大が著しく、当該消防組合では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施することができない場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

②航空消防応援協定に基づく応援要請

大東四條畷消防組合は、火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と判断した場合は、航空消防応援協定に基づき、応援を要請する。

③府への応援要請

大東四條畷消防組合は、大規模な火災が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条の2及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の要員確保に努める。

④消防庁長官の措置による応援体制

大東四條畷消防組合は、消防組織法第24条の3に基づく大規模市街地火災

等の災害時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(4) 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、大東四條畷消防組合は、必要に応じて市民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

2 ガス漏えい事故

中高層建築物等のガス漏洩事故及びそれに伴う火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

《実施担当》

大東四條畷消防組合

(1) ガス漏洩事故

①消防活動体制の確立

②ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

③火災警戒区域の設定

範囲は、地下街（地階）にあつては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏洩場所から半径 100m以上の地上部分に設定する。

④避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、四條畷警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

⑤救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

⑥ガスの供給遮断

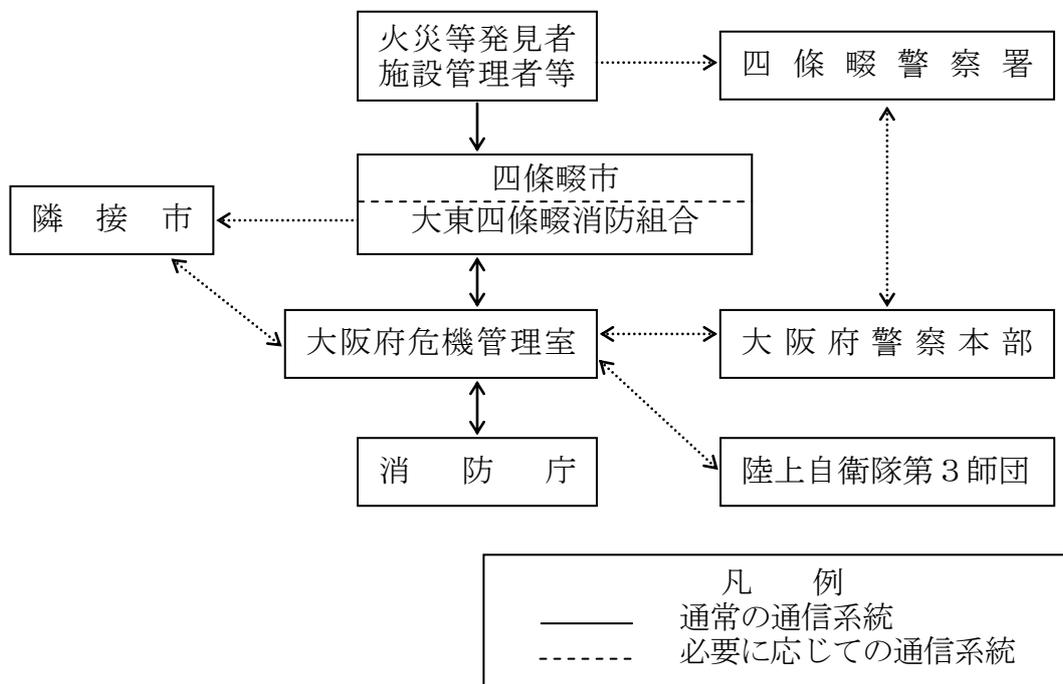
- ・ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。
- ・大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

(2) 火災等

- ・救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- ・活動期における情報収集、連絡
- ・排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- ・中高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- ・中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- ・浸水、水損防止対策

(3) 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- ・ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- ・中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- ・関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- ・事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 危険物の爆発等による災害

災害その他災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

《実施担当》 大東四條畷消防組合

大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

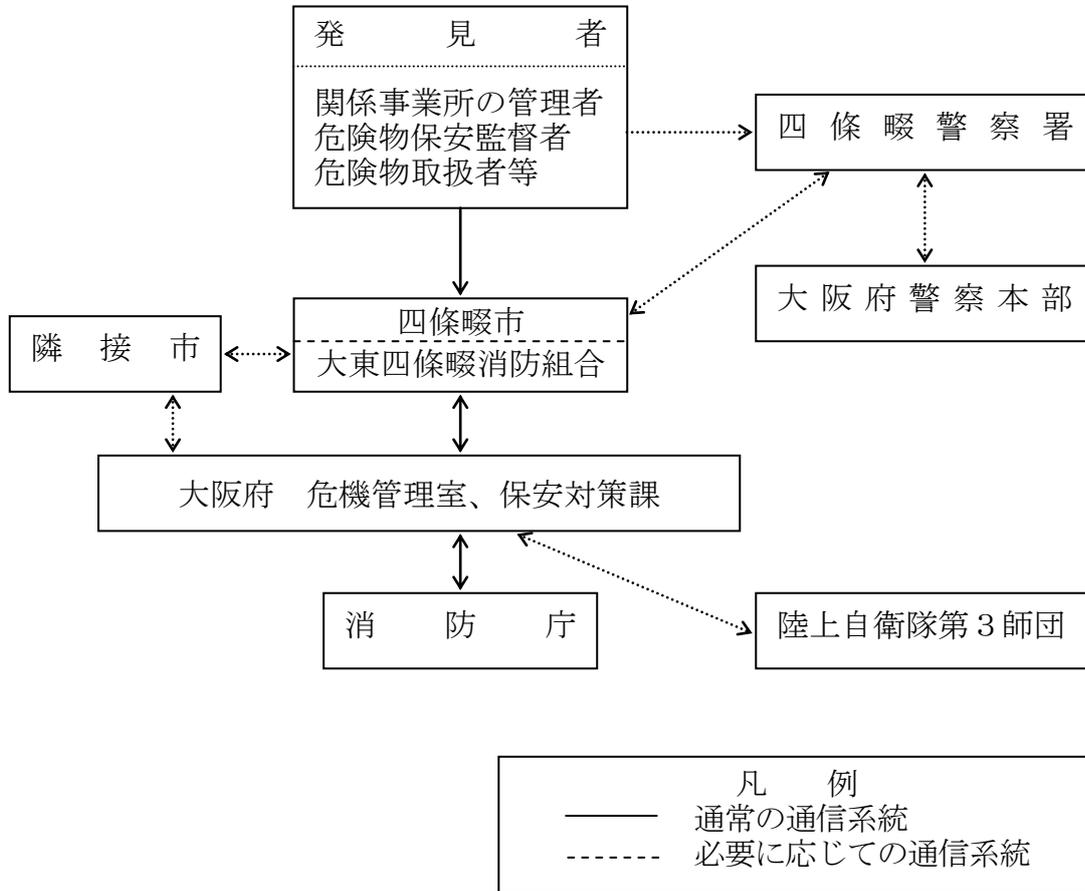
大東四條畷消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ・災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- ・危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- ・災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動の確立

大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

大東四條畷消防組合は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

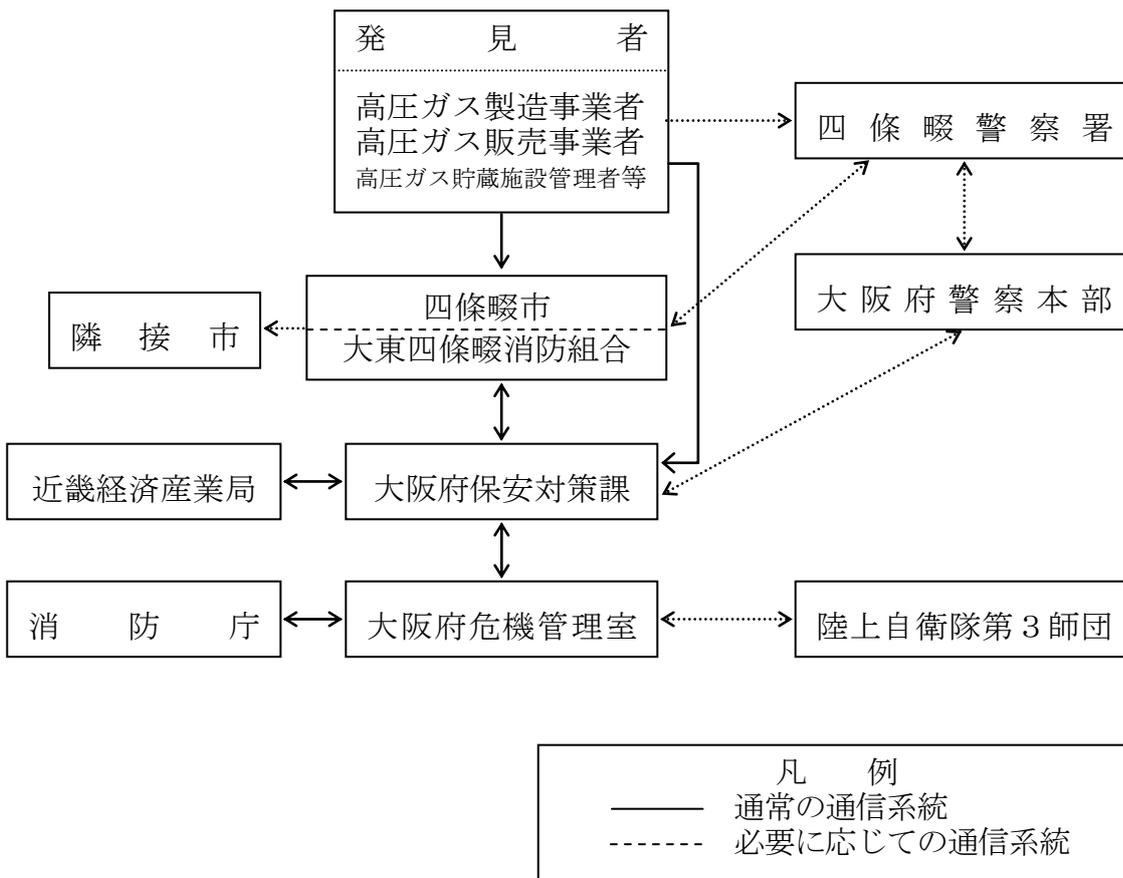
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



1 高圧ガス災害応急対策

大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

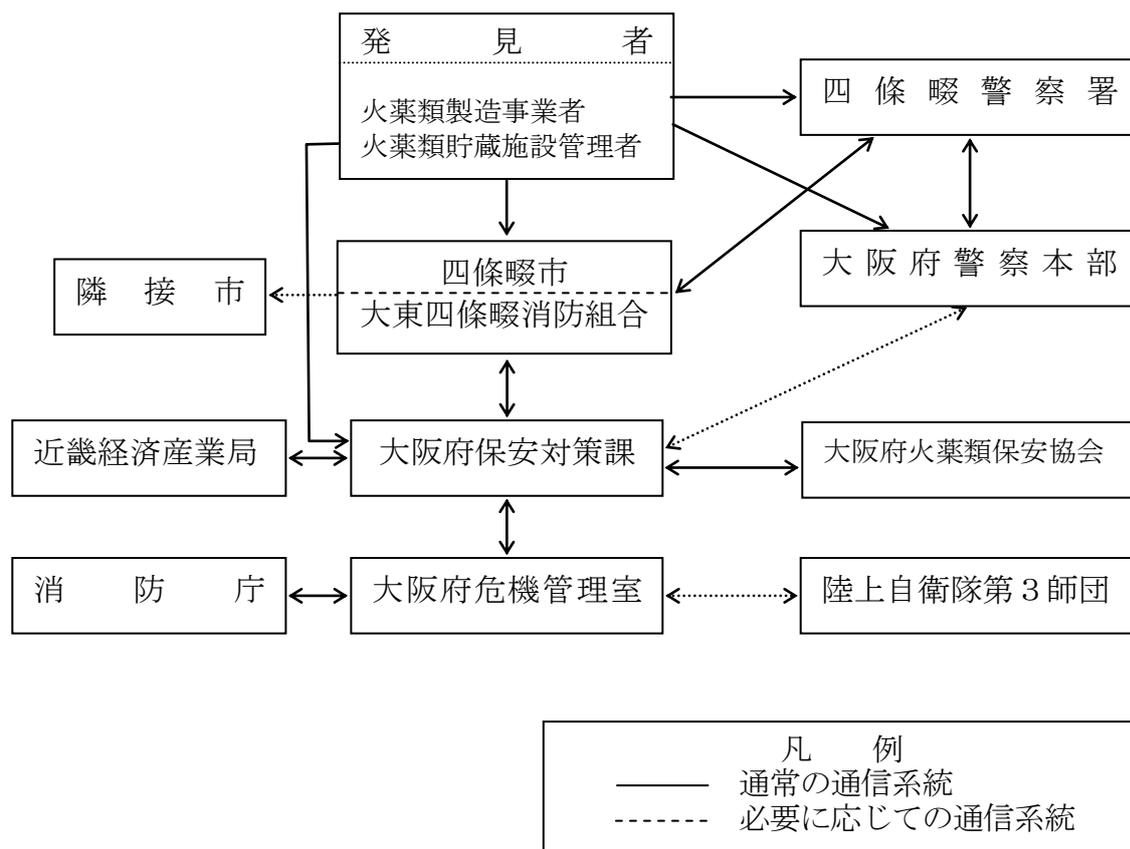
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 火薬類災害応急対策

大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

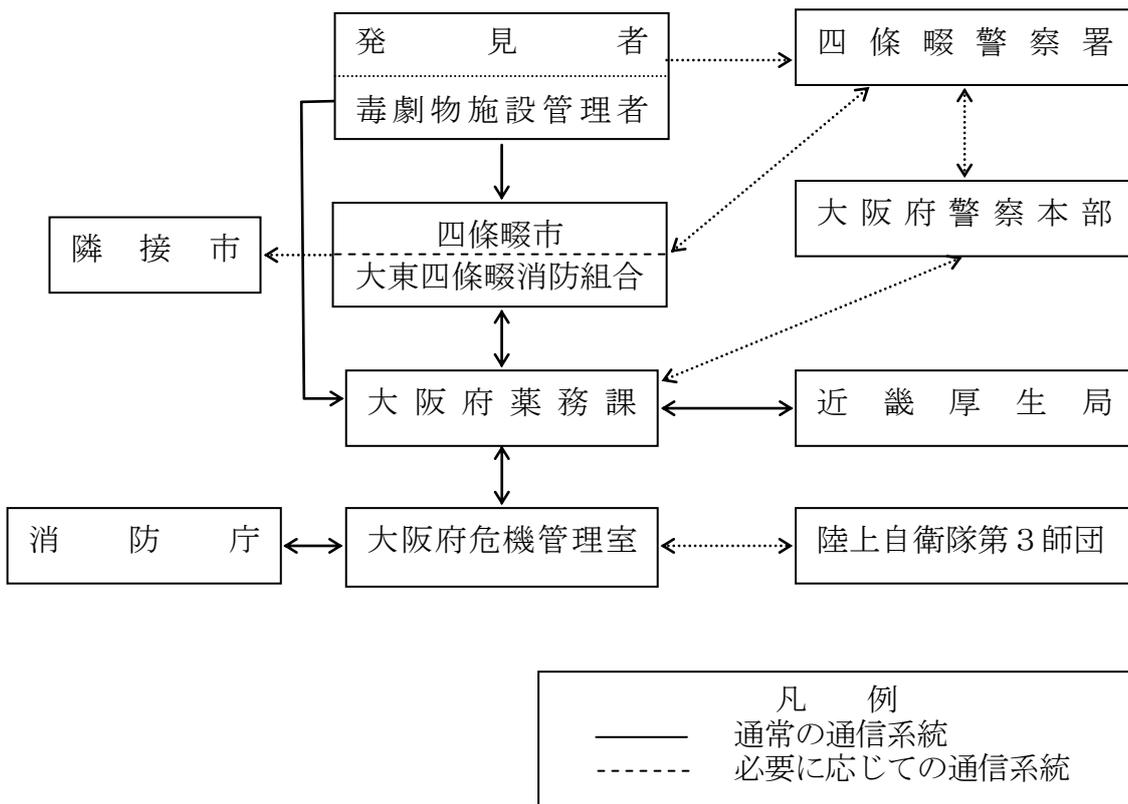
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



3 毒劇物災害応急対策

大東四條畷消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



4 放射線災害応急対策

放射線同位元素に関わる被害が発生した場合、大東四條畷消防組合、関係機関及び放射性同位元素に関わる施設の設置者は、相互に協力して、適切な措置を講じる。

市内を經由して行われる放射性物質輸送時の事故等については、輸送物、輸送方法等関係機関と密接な連携を取り、以下の適切な措置を講じる。

- ・ 関係機関への情報連絡及び広報
- ・ 放射線量の測定
- ・ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- ・ 付近住民等の避難
- ・ 危険区域の設定と立入制限
- ・ 交通規制
- ・ その他災害の状況に応じた必要な措置

第3節 航空災害・鉄道災害・道路災害

関係各部は関係機関との協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《実施担当》 大東四條畷消防組合

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

大東四條畷消防組合は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

大東四條畷消防組合は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

大東四條畷消防組合は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生 of 通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、四條畷警察署及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は原則として防災対策会議の協議によって決定する。

(2) 応急対策活動

①災害の拡大防止等

大東四條畷消防組合は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

②関係機関との連携

府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

③救助、救急医療活動

健康福祉部救護救援班及び当該事故関係機関は、医師及び看護師の派遣、医療機材及び医薬品の輸送、負傷者の救助、現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保に努める。

④消防活動

大東四條畷消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

⑤救援物資の輸送

市民生活部産業・物資班、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

⑥応急復旧用資機材の確保

大東四條畷消防組合、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

⑦交通対策

四條畷警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(3) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、四條畷警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

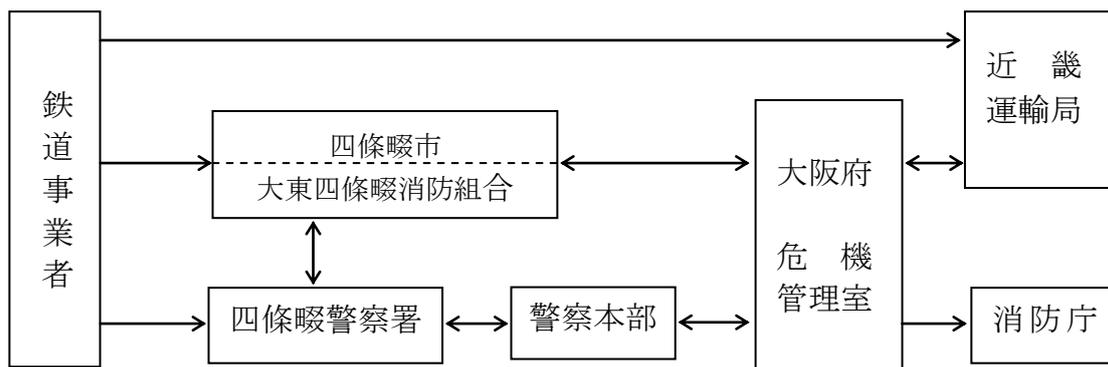
4 情報収集伝達体制

(1) 航空災害

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道災害

①情報収集伝達経路

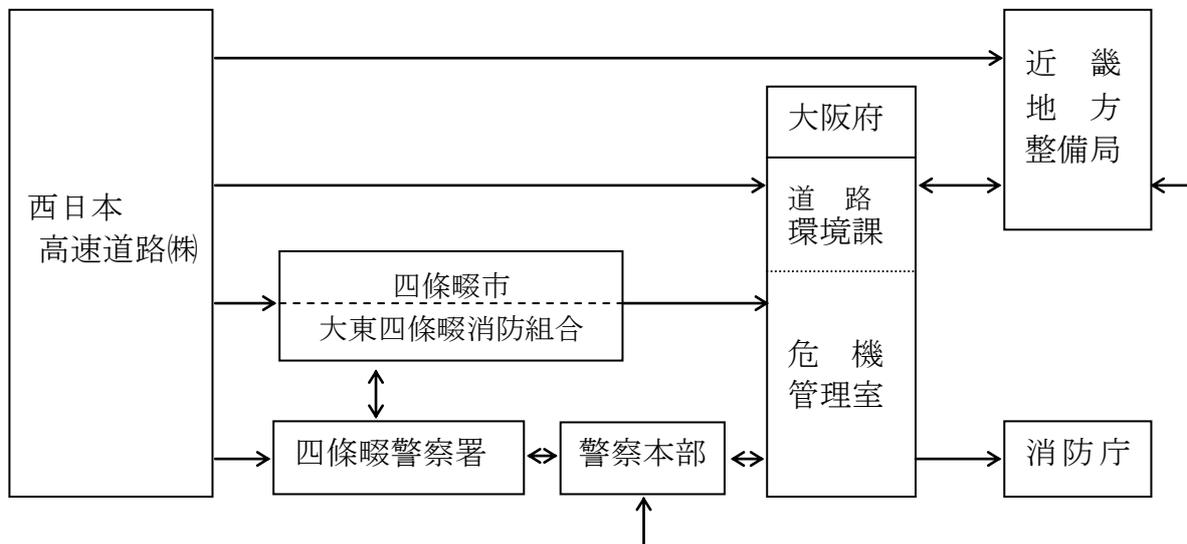


②収集伝達事項

- ・ 事故の概要
- ・ 人的被害の状況等
- ・ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ・ 応援の必要性
- ・ その他必要な事項

(3) 道路災害

①情報収集伝達経路



②収集伝達事項

- ・ 事故の概要
- ・ 人的被害の状況等
- ・ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ・ 応援の必要性
- ・ その他必要な事項